

令和5年度 こども支援部の取り組み



関係省庁



こども家庭庁

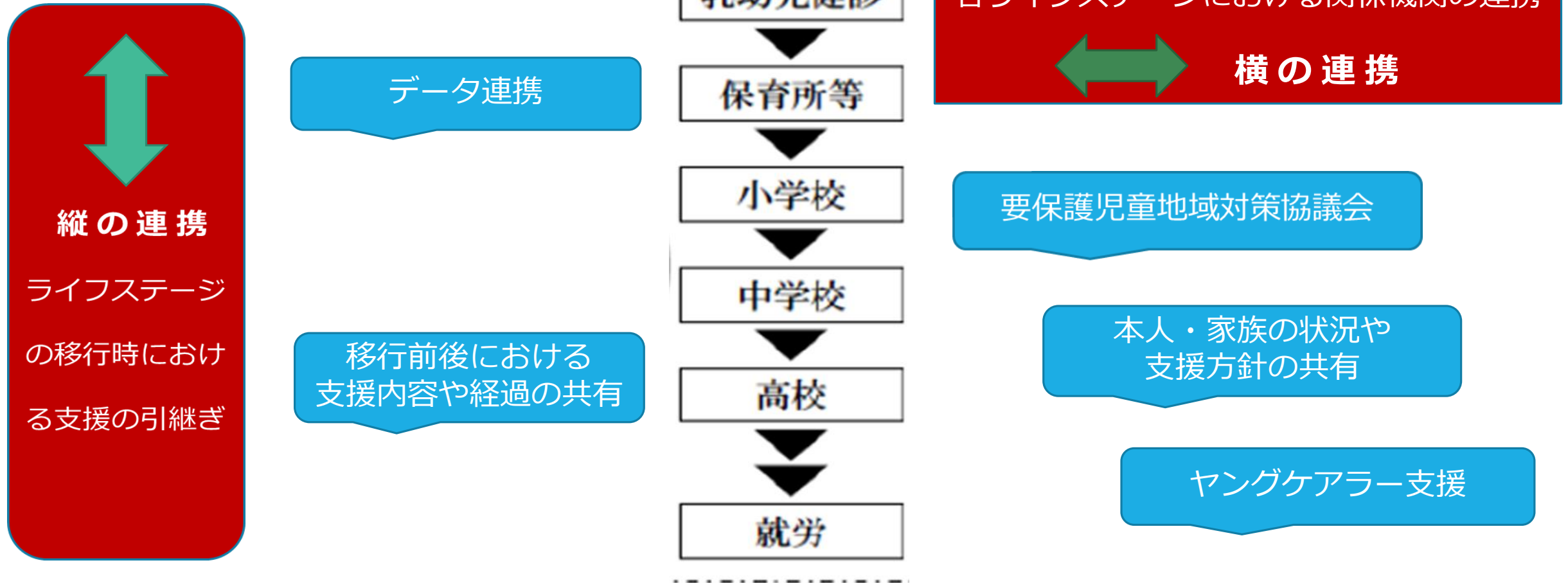
(内閣府の外局として令和5年
4月1日に設置)

企画立案・総合調整部門

成育部門

支援部門

妊娠期からの途切れのない支援体制の強化



社会課題

(子ども・若者をめぐる諸問題)

発達障害

学習・行動面で気になる子
通常学級に 6.5%

貧困

相対的貧困の世帯の子
子どもの 7 人に 1 人

虐待

通報・相談
年間 20 万件

ひきこもり

15~39 歳の推計
全国に 54 万人

自殺

15~39 歳の
死因第 1 位

自己肯定感が
持てない

家庭・学校・社会に
居場所がない

相談できない、SOS
が出せない

本人の困り感に応じた対応/早期支援必要

福祉、教育、保健、こども支援の
横断的な連携支援が必要

発達障害者支
援法

生活困窮者自
立支援法

こどもの貧困
対策法

児童福祉法

こども若者育
成支援推進法

自殺対策
基本法

方策/解決へ向けて MEASURE

児童虐待やこどもの貧困を予防する施策

こどもの孤立や生きづらさを予防する施策

ひとり親家庭等相談支援体制の強化



ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制整備



相談/情報提供体制の充実



就労支援/学習支援の整備



関係機関・地区センター連携で地域で支える

要保護児童対策地域協議会と関係機関との連携体制強化

要保護児童対策地域協議会

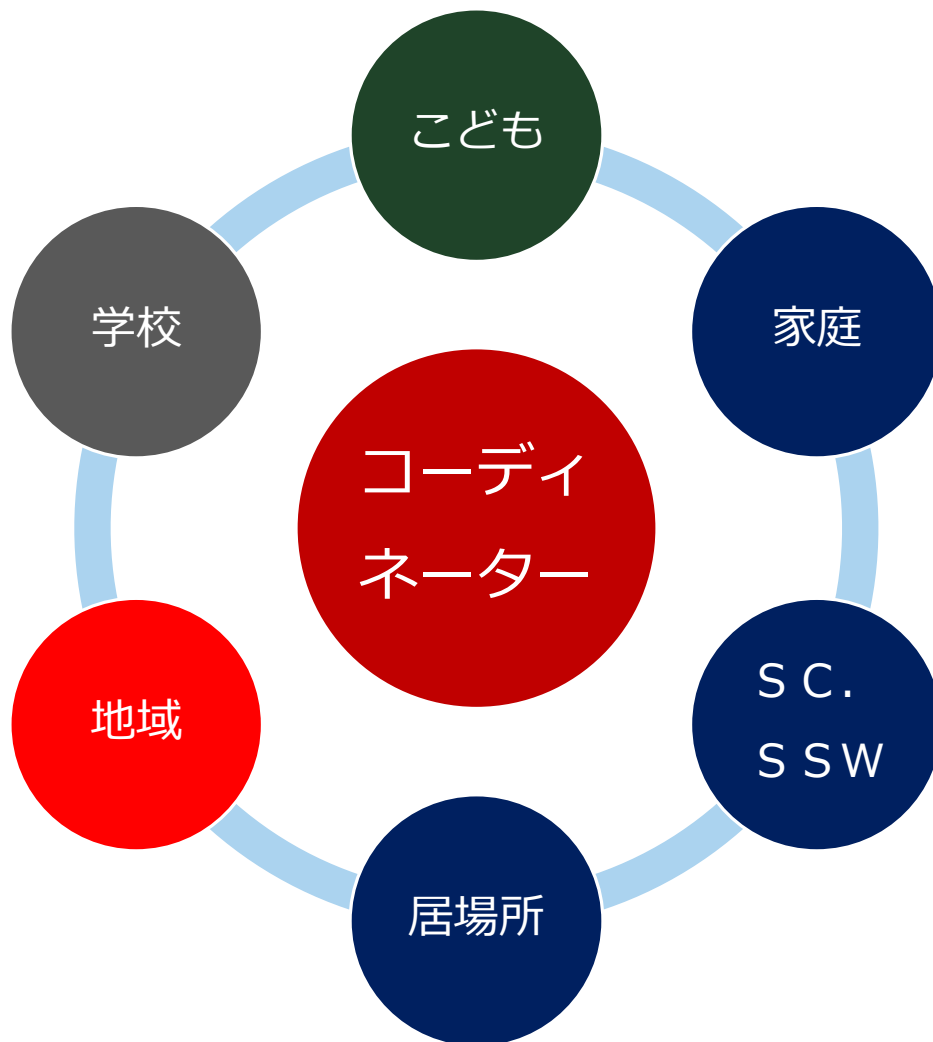
複雑化 多様化

深刻化 ヤンケア等の認知

関係機関や関係部局との連携

ヤングケアラー支援

**コーディネーター
配置による本人、
関係者や、関係機
関との連携強化**



- ・ヤングケアラーコーディネーターの配置により、相談支援、助言、家庭訪問等を行い、ヤングケアラーを適切な支援に繋げるようにコーディネートする。

- ・ヤングケアラーに特化したヘルパー派遣事業を実施することにより、ヤングケアラー個々の実情に応じた適切な支援や見守りを実施する。

- ・ヤングケアラーヘルパー派遣事業について、ヤングケアラーコーディネーターによる支援家庭への関係構築を図るとともに、学習支援事業や子どもの居場所を活用する等、様々な角度からヤングケアラーの支援、見守りができるようにする。

児童発達支援センターを中核とした 連携体制の整備

保健

医療

療育

福祉

教育

こども支援

こどもの日常生活の中での発達支援

こどもが毎日通う保育所等で 全てのこどもの
発達支援に有効な「CLM (チェックリストイン三重) と個別の指導
計画」による適切な支援

開発者との連携支援がはじまる
公立保育所全所での取組開始



子育て支援を担う人材の育成

スキル習得機会の整備

1. **多職種連携研修** (国立障害者リハビリテーションセンター学院との連携)
専門職と事務職連携 政策として課題解決へ
2. **CLM導入研修等の整備** (メソッド開発者連携)

令和5年度子ども支援部事業概要



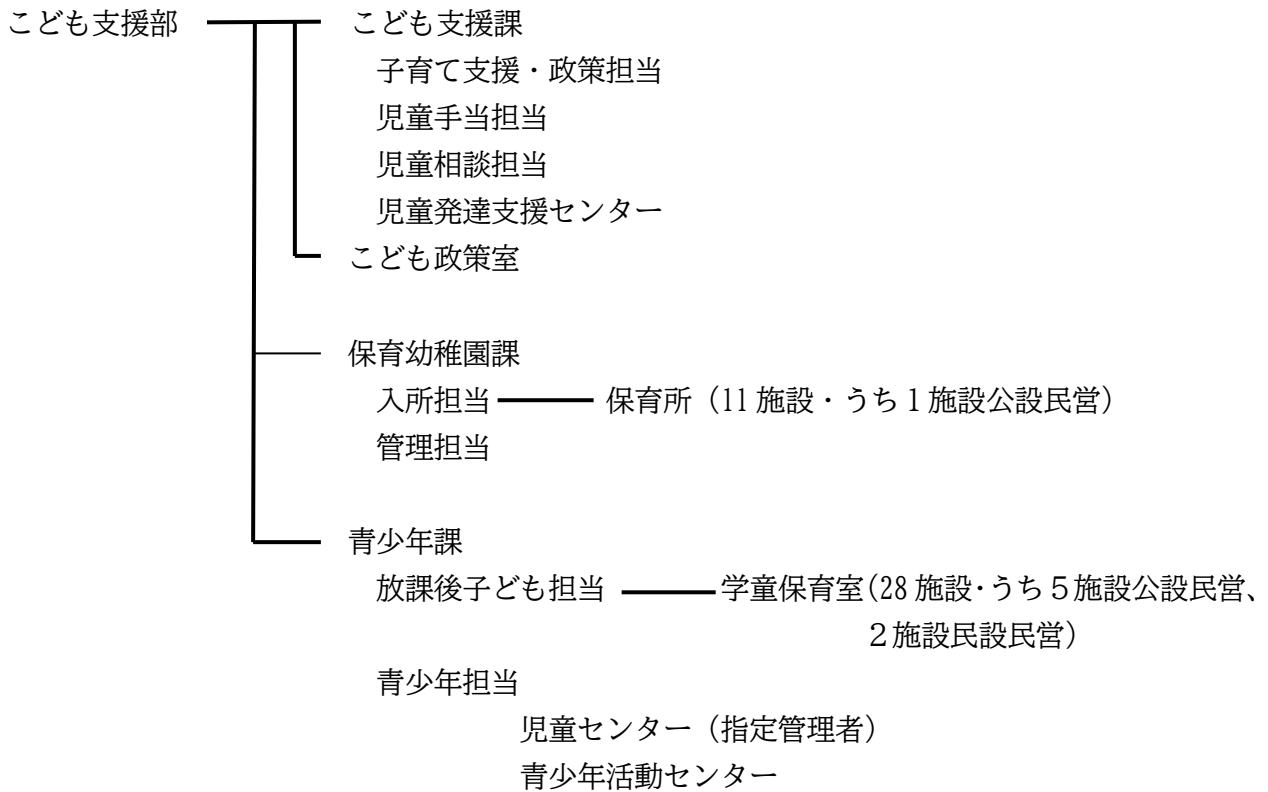
令和5年度



目 次

1	こども支援部の組織	2
2	計画について	2
3	子育て支援に関すること	
	(1) 地域子育て支援拠点事業	3
	(2) 利用者支援事業	4
	(3) ファミリー・サポート・センター事業	5
	(4) 子ども・子育て支援事業	6
	(5) 子どもの居場所づくり支援事業	7
	(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	7
	(7) 子育て世代包括支援センター	7
	(8) ひとり親家庭等児童学習支援事業	8
	(9) 母子・父子家庭自立支援事業	9
4	手当等に関すること	
	(1) 児童扶養手当	10
	(2) 児童手当	10
	(3) 子ども医療費	11
5	児童相談に関すること	
	(1) 家庭児童相談	11
	(2) 子ども家庭総合支援拠点	12
	(3) 児童虐待防止の取組み	13
	(4) 養育支援訪問事業	14
	(5) ヤングケアラーへの支援	14
6	児童発達支援に関すること	
	(1) 児童発達支援センター「ういず」	15
7	保育等に関すること	
	(1) 保育所（園）	18
	(2) 幼稚園	22
	(3) 幼児教育・保育の無償化	22
	(4) 学童保育室	23
8	青少年教育に関すること	
	(1) 放課後子ども教室	24
9	児童センター	
	(1) 児童センター	25
10	青少年活動センター	
	(1) 青少年活動センター	27

1 こども支援部の組織



2 計画について

○入間市子ども・若者未来応援プランの策定

- ・親の妊娠・出産期から、子どもの社会的自立まで切れ目ない支援を行うため、子どもの成長段階と困難な状況に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合計画として、令和2年3月「入間市子ども・若者未来応援プラン」を策定（計画期間：令和2年度～令和6年度）。
- ・計画策定にあたっての基礎資料とするため、平成30年度に子育て支援ニーズ調査及び子どもの生活実態調査を実施。
- ・子ども・子育て支援法第77条に基づき、入間市児童福祉審議会において、検討・審議が行われた。また、市民意見を計画に反映するため、パブリックコメントを実施した。

○入間市子ども・若者未来応援プランの中間見直し

- ・計画期間中に計画と実績値に乖離がある場合は計画の中間年に見直しを行うこととしていることから、令和4年度に一部計画の見直しを行った。
- ・見直しに当たって、市児童福祉審議会の意見を聞き、その意見を踏まえ見直しを行った。

○入間市子ども・若者未来応援プランの位置づけ

- ・本計画は、次の7つの計画として位置づけている。
「第2期子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「放課後子ども総合プラン行動計画」「子ども・若者育成支援計画」「子どもの貧困対策計画」「母子父子自立促進計画」「母子保健計画」
- ・「入間市総合計画」「入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、また「元気ないるま福祉プラン」「入間市教育振興基本計画」など子どもの福祉や教育に関する計画とも整合を図り、調和を保った計画としている。

3 子育て支援に関すること

(1) 地域子育て支援拠点事業

子ども・子育て支援法第59条第1号

①事業概要

親の就労の有無に関わらず、概ね3歳未満の乳幼児とその保護者と妊婦が身近な場所に集い、相互交流や子育ての相談などができる子育て支援拠点を設置し、子育ての不安感・負担感の軽減を図り子育て環境の整備を図る事業。

②実施内容

- ・子育て親子の交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施

③実施状況

- ・市内15か所に拠点を設置している。(常設拠点9か所、出張ひろば6か所) 社会福祉法人及びNPO法人等に運営を委託している。

④地域子育て支援拠点の多機能化

地域子育て支援拠点において、利用者支援事業、一時預かり事業を併せて実施する多機能型支援に取り組み、地域における総合的な子育てに関する支援拠点としての整備を図る。

⑤令和4年度実績

広場の名称	実施形態	開催日数	利用人数
子育て家庭支援センター あいくる	一般型・5日型	236日	5,065人
あいくる出張ひろば はびはび(藤沢公民館)	出張ひろば	44日	988人
あいくる出張ひろば はびはび(金子公民館)	出張ひろば	38日	631人
あいくる出張ひろば はびはび(武道館)	出張ひろば	47日	1,960人
あいくる出張ひろば はびはび(東藤沢公民館)	出張ひろば	45日	884人
あいくる出張ひろば はびはび(白髭神社)	出張ひろば	36日	787人
あいくる出張ひろば はびはび(藤の台公民館)	出張ひろば	45日	992人
子育て支援センターあおぞら	一般型・5日型	241日	2,355人
おおぎ第二保育園 子育て支援センターあおいとり	一般型・5日型	235日	1,894人
子育て支援センター あげぼの	一般型・5日型	235日	3,167人
こどものくに保育園 子育て支援センター	一般型・5日型	239日	1,638人
ChaCha Iruma 子育て支援センター	一般型・5日型	239日	3,281人
子育て支援センター あん	一般型・5日型	236日	8,064人
子育て支援センター むぎ	一般型・3~4日型	146日	2,044人
おやこの遊びひろば(児童センター内)	連携型・3~4日型	191日	14,937人
	合計	2,253日	48,687人

※新型コロナウイルス感染症の流行の下に3密を避けるため屋外で出張ひろばを実施した。

広場の名称	実施形態	開催日数	利用人数
彩の森公園	出張ひろば	11日	445人
ふじのみや公園	出張ひろば	36日	868人
	合計	47日	1,313人

- ・令和4年度総開所日数 2,300日
- ・令和4年度総利用人数 50,000人

(2) 利用者支援事業

①事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所において、子育て支援等に関する情報提供及び相談・助言を行い、個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう支援する。関係機関等と連絡調整を実施する事業。

②対象者

妊娠期から18歳未満の学齢期までを見据えた子どもとその保護者

③実施内容

(こども支援課)

- ・市役所こども支援課で実施

来所、電話相談、児童センターや子育て支援センター、乳幼児健診会場にて出張相談、関係機関や地域との連携を行っている。

(地域子育て支援拠点)

- ・NPO法人 AIKURU 子育て家庭支援センターあいくる
- ・あけぼの保育園 子育て支援センターあけぼの
- ・おおぎ第二保育園 子育て支援センターあおいとり

④令和4年度実施状況

こども支援課		子育て家庭支援センターあいくる	
相談件数(合計)	585件	相談件数(合計)	809件
内訳		内訳	
来所	150件	来所	724件
電話	263件	電話	31件
訪問	15件	訪問	未実施
出張相談	153件	出張相談	17件
メール	4件	メール	37件

あけぼの		子育て支援センター あおいとり	
相談件数(合計)	66件	相談件数(合計)	165件
内訳		内訳	
来所	62件	来所	100件
電話	2件	電話	50件
訪問	未実施	訪問	未実施
出張相談	0件	出張相談	0件
メール	2件	メール	15件

(3) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

○ファミリー・サポート・センター事業（基本事業）

①事業概要

- ・子育ての援助を受けたい「利用会員」と子育ての援助を行う「提供会員」の相互援助活動の会員組織で、入間市社会福祉協議会に調整事業を委託して実施。
- ・育児と仕事を両立させるための環境整備と、安心して子育てができるまちづくりを目的とする。

②実施内容

- ・主な援助活動内容は、「保育所・幼稚園への迎え及び帰宅後の預かり」「学童保育室への迎え及び帰宅後の預かり」「子どもの習い事等の送迎」等。
- ・提供会員講習会、ファミサポまつり、ファミサポだよりの発行等のPR活動の実施。

③利用料

平日	午前7時～午後7時	1時間 700円
	上記以外	1時間 800円
土日・祝日・年末年始	終日	1時間 800円

④活動実績

年度	利用会員	提供会員	両方会員	会員総数	活動回数
令和3年度	950人	390人	50人	1,390人	4,537回
令和4年度	943人	413人	39人	1,395人	4,584回

○子育て緊急サポート事業（病児・緊急対応強化事業）

①事業概要

急を要する送迎及び預かり、病児病後児の預かり等の援助を希望する方（利用会員）と、当該援助を行いたい方（サポート会員）を組織し、会員同士による相互援助活動を通じ、安心して子育てできる環境を整備するもの。

NPO法人病児保育を作る会に調整事業を委託して実施。

②援助活動の内容

- ・急を要する送迎及びその後の預かり
- ・病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり（病児の宿泊は不可）
- ・その他児童の保育にかかる緊急に必要な援助（当日の依頼可能）

③利用料

8時～20時	1時間 1,000円
20時～8時	1時間 1,200円
宿泊	一泊 10,000円

④活動実績

年度	利用会員	提供会員	両方会員	会員総数	活動回数
令和3年度	149人	16人	0人	165人	38回
令和4年度	188人	20人	0人	208人	74回

○子育て援助活動支援事業利用料助成（ファミサポ・緊サポ利用料助成）

①事業概要

子育てしやすい環境整備の一貫として、ファミリー・サポート・センター事業及び子育て緊急サポート事業利用料のそれぞれ2分の1の金額（各上限月10,000円）を助成。

②対象者

- ・生活保護世帯及び住民税非課税世帯
- ・2人以上の子どもを預けた世帯

③令和4年度実績：助成件数 115件 643,850円

(4) 子ども・子育て支援事業

○子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査、貧困実態調査

①事業概要

国の「子どもの貧困対策に関する大綱」及び県の「子どもの貧困対策計画」を踏まえ、本市の実情に応じた施策を講じるため、子どもの貧困の実態を調査する。

子育て家庭のニーズを把握するための調査を実施し、「次期子ども・若者未来応援プラン（仮称）」を策定するもの

②実施内容

子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、全ての子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもや子育て家庭の環境整備や支援の量的拡充、質的改善など、総合的な子ども子育て支援を推進していくもの。

- ・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託
- ・子どもの貧困実態調査・分析業務委託

(5) 子どもの居場所づくり支援事業

○子どもの居場所づくり支援事業

①事業概要

- ・令和4年度に実施した「子どもの居場所づくり相談事業」を継続するもの
- ・市内支援組織に対する相談支援や勉強会などを行い、組織力向上を目指した事業
- ・居場所事業の方向性を整理し、本市が目指す「元気な子どもが育つまち」の実現を目指し、異年齢同士の交流や体験により、子どもの主体性が尊重されながら、安心して過ごすことができる居場所を構築するもの

②実施内容

- ・委託による相談事業や運営事業の実施

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

①事業概要

保護者が疾病、疲労、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭で児童を養育することができない場合の緊急措置として、一時的に子どもを養護施設・協力家庭（里親・保育士）で預かる事業。

②実施内容

- ・平成21年度から児童養護施設 同仁学院（日高市）に委託。
- ・令和2年度から里親または保育士でも事業を実施することができることとなった。

③利用実績

令和3年度利用実績：1人【里親1件（1名×2日）】

令和4年度利用実績：1人【里親1件（1名×7日）】

(7) 子育て世代包括支援センター

①事業概要

妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行う拠点として子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育ての包括的支援を行い、安心して子どもを産み育てる環境を整備するもの。

②実施場所

- ・いるティーきつずふじさわ（健康福祉センター内）
- ・いるティーきつずとよおか（市役所内）

③実施内容

妊娠・出産・産後

- ・すべての妊婦の状況把握するため、母子健康手帳交付時の面接及びアンケートを実施
- ・保健師、助産師等による妊娠、出産及び育児に関する相談や情報提供
- ・産前・産後ヘルパー派遣事業
ホームヘルパーを派遣し、家事や育児のサポートを行う。

・訪問型産前・産後ケア事業

助産師が訪問し、母乳ケア、心身のケア、育児指導等を行う。

・宿泊型産後ケア事業

医療機関に宿泊し、母体の回復、母乳ケア育児指導等を行う。

・通所型産後ケア事業

産後ケア施設に日帰り入所し、母体の休養及び育児指導等を行う。

子育て期

- ・利用者支援専門員を配置し、子育てに関する総合的相談に対応。
- ・保育施設やその他の地域の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言を行う。
- ・関係機関との連絡・調整を行い、必要な支援につなげる。

産前・産後ケア事業の内訳

	訪問型産前・産後ケア事業		産前・産後ヘルパー派遣事業		宿泊型産後ケア事業		通所型産後ケア事業	
	名	回	名	時間	名	日	名	回
令和3年度	8名	11回	6名	79時間	8名	26日	11名	30回
令和4年度	7名	13回	10名	79.5時間	2名	9日	3名	9回

妊娠届出・母子健康手帳交付者の内訳

	いるティーきつずふじさわ（健康福祉センター）	いるティーきつずとよおか（市役所）	支所	合計	面接数（%）
令和3年度	296	434	12	742	721（97.2）
令和4年度	248	397	15	660	638（96.7）

（8）ひとり親家庭等児童学習支援事業

①事業概要

ひとり親家庭の子どもを対象に、学習意欲と学習能力を高めるため、学習支援を実施し、ひとり親家庭の教育に係る負担軽減と貧困の連鎖を防ぐことを目的とする。

②対象者

ひとり親家庭の児童のうち、児童扶養手当を受給している世帯の中学生、高校生

③実施内容

- ・彩の国子ども・若者支援ネットワークに事業を委託。
- ・教員OB、大学生等のボランティアによる学習方法の助言、勉強の手伝いを行う。
- ・3か所の公共施設で週1回ずつ、午後6時から午後8時まで開催。

④ひとり親家庭教室参加状況

	中学生	高校生	合計	教室延べ参加者	訪問数
令和3年度	52	24	76	1,668	156
令和4年度	50	25	75	1,822	367

※訪問数とは、教室に参加しない期間が長くなった生徒等について、家庭等に訪問した数

(9) 母子・父子家庭自立支援事業

①事業概要

ひとり親家庭の母・父が、収入面・雇用条件面でより良い職業（定職）に就くことができるように支援することで、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図ることを目的とする。

②実施内容

・自立支援教育訓練給付金

職業能力開発のための講座（医療事務、簿記、情報処理などの職業能力開発のための講座）を受講するものに対して、受講料の一部を支給する。

・高等職業訓練促進給付金

1年以上の養成機関で修業する場合、生活費の負担を軽減し、資格取得を容易にすることを目的とし、看護師、介護福祉士、保育士などの修業期間中給付金を支給する。

・高等職業訓練修了支援給付金

高等職業訓練修了支援金を修了後に支給する。

③事業実施件数

	自立支援教育 訓練給付金	高等職業訓練 促進給付金	高等職業訓練 修了支援金
令和3年度	7	25	6
令和4年度	2	23	4

4 手当等に関すること

(1) 児童扶養手当

※児童扶養手当法に基づく

①目的

ひとり親家庭等の生活の安定のため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

②支給対象

次のいずれかに該当する子ども（18歳になった年の年度末まで）、または、一定の障がいのある子ども（20歳未満）を養育している、ひとり親家庭。

- ・ 父母が離婚した子ども
- ・ 父親または母親が死亡した子ども
- ・ 父親または母親に一定基準以上の重度の障がいがある子ども 等

③支給額等

（全部支給）1人：月額44,140円 2人目加算額：月額10,420円

3人以上：1人につき6,250円加算

（一部支給）本人又は扶養義務者の所得により変動する。

1人：月額44,130円～10,410円

2人目加算額：月額10,410円～5,210円

3人以上：1人につき6,240円～3,130円加算

- ・ 奇数月に前2か月分を支給（年6回）

④令和4年度支給額、支給対象者

462,537千円 973人

(2) 児童手当

※児童手当法に基づく

①目的

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

②支給対象

中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している方

③支給額等

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円

3歳以上、小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円
所得制限限度額以上～所得上限限度額以内	5,000円
所得上限限度額以上	支給なし

年3回（6月、10月、2月）支給

④令和4年度支給額、延べ支給対象者
1,820,720千円 167,800人

（3）子ども医療費

埼玉県乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱

※入間市子ども医療費支給に関する条例、施行規則に基づく

①目的

子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

②内容

- ・医療保険制度に基づき支払った医療費、入院に要する医療費を市が負担するもの。
- ・なお、県内の指定医療機関を受診した場合、「子ども医療費受給資格証」と「健康保険証」を窓口に提出することで、医療費の支払いがなくなる。
- ・通院・入院： 中学校3学年修了の3月31日まで

③令和4年度支給額、対象者

374,102千円 15,506人

5 児童相談に関すること

（1）家庭児童相談

①事業概要

家庭、学校等で、児童及び保護者の抱える様々な問題に家庭児童相談員が相談に応じ、助言・指導を行う。

②相談体制

- ・家庭児童相談員：4名
- ・相談時間：月～金曜日、午前9時～午後4時

③相談件数： 10,872件（令和3年度）

11,204件（令和4年度）

(2) 子ども家庭総合支援拠点

①事業概要

「子育て世代包括支援センター」と「家庭児童相談室」の機能を一体化し、児童相談担当を児童福祉法上の「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に位置付ける。これまでの支援体制、業務内容を明確にすることで、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応についての体制を一層強化する。

②相談体制

- ・子ども家庭支援員 : 4名
- ・虐待対応専門員 : 4名
- ・母子・父子自立支援員 : 1名
- ・利用者支援専門員 : 1名

③業務内容

・実情の把握

関係機関等から必要な情報を収集するとともに、地域全体からの情報等により実情の把握を継続的に行う。

・情報の提供

地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関にも福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行う。

・相談等への対応

一般子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談まで、また妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じる。

・総合調整

関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に繋いでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、適切な援助を行う。

④令和5年度の取り組み

・「こども家庭センター」の令和6年4月設置に向け、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の見直し・整備を行う。

※「こども家庭センター」とは、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関を指す。これまで「子ども家庭総合支援拠点」や「子育て世代包括支援センター」において実施している相談支援等の取り組みに加え、新たに妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関数回相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るために設置をする。

(3) 児童虐待防止の取組み

■入間市要保護児童対策地域協議会 (児童福祉法第25の2)

①事業概要

要保護児童等(要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦をいう。)の適切な保護を図るため、必要な情報の交換及び支援の内容を協議し、児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応を図ることを目的とする。

②代表者会議 : 年1回開催
構成機関: 24 機関

③実務者会議 : 毎月、原則第2火曜日に開催(令和4年度、12回開催)
構成機関: 所沢児童相談所、狭山保健所、狭山警察署生活安全課、駿河台大学、西埼玉中央病院、入間わかき高等特別支援学校、学校教育課、地域保健課、障害者支援課、生活支援課、保育幼稚園課、青少年課、こども支援課等

④ケース検討会議: 必要に応じて随時開催(令和3年度 45回開催)
(令和4年度 52回開催)
構成機関: 実務者会議のうち、かかわりのある担当者とその他の関係者(保育所、学校、医療機関、民生委員 他)

■関係機関が主催する事業への参加

- ・乳幼児健診の未受診者で、養育支援が必要な家庭への家庭訪問の実施
- ・「ハイリスク母子に関する事例検討会(狭山保健所主催)」へ参加 等

■児童虐待防止の啓発活動

- ・児童福祉週間(5月5日～5月11日)
- ・11月「児童虐待防止推進月間」に広報特集・ポスターの掲示・リーフレットを配布。
- ・毎月1回、FM茶笛にて児童虐待防止のPR。
- ・児童虐待防止推進月間で図書館本館に子どもに関する図書コーナーを設置。
- ・県立入間わかき高等特別支援学校生徒作成のオレンジリボンを配布。オレンジリボンキャンペーン時には、図書館本館や市民ホールでも配布。全職員はオレンジリボンの名札等に着用。

(4) 養育支援訪問事業

※児童福祉法第6条の3第5項、第21条の10の2
子ども・子育て支援法第59条第1項第8号

①事業概要

育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等によって、子育てに不安や孤立感等を抱える家庭など養育支援が必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士、ホームヘルパーを派遣し、養育に関する相談、指導、助言、家事支援等を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減、適切な養育の実施を図る。

②対象家庭

- ・若年の妊婦又は妊婦健康診査未受診者、望まない妊娠等により妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- ・育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対して強い不安、孤立感等を抱える家庭
- ・不適切な養育状態、虐待又はそのリスクを抱えており、特に支援が必要と認められる家庭
- ・児童養護施設等の退所又は里親への委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

③支援内容

支援プランに基づき、保健師・助産師・保育士・ホームヘルパーが訪問
支援期間：原則6か月以内

④支援別訪問回数

	訪問世帯数	合計訪問回数	助産師	ヘルパー	保育士
令和3年度	3	36	36	0	0
令和4年度	1	29	0	29	0

(5) ヤングケアラーへの支援

①事業概要

ヤングケアラーに対する理解を深めるための周知を図るとともに、ヤングケアラーが担う過度な家事等の負担を軽減するために必要な措置を講じる。

②対象

本来、大人がすると想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の若者。

③支援内容

ヤングケアラーの周知・啓発（広報いるま、市公式ホームページ、FM茶笛等）

入間市ヤングケアラー支援マニュアルに沿った相談対応
入間市ヤングケアラーヘルパー派遣事業の実施

④令和5年度の取り組み

- ・ヤングケアラーヘルパーの派遣（4月から）
- ・ヤングケアラー・コーディネーターの配置（5月から）
- ・更なる周知・啓発、関係機関等との連携強化 など

6 児童発達支援に関すること

(1) 児童発達支援センター「ういず」

※児童福祉法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
入間市児童発達支援センター条例

■事業概要

心身の発達に遅れや障がいのある子どもに対する支援を総合的に実施する中核的な支援拠点として、相談支援、児童発達支援、地域支援の3つの事業を行う。

子どもとその家族が身近な地域で安心して暮らし、一人の自立した人間へと成長できるよう、18歳まで切れ目なく一貫して支援する。

①相談支援事業

・相談支援

対 象：発達に不安や課題のある18歳未満の児童・家族・地域の支援機関
内 容：子育てや子どもの発達に関する相談、傾聴や助言、関係機関の紹介
担当職員：保健師・保育士・社会福祉士・指導主事

・専門相談

対 象：発達に不安や課題のある18歳未満の児童・家族・地域の支援機関
内 容：こだわりが強い、極端に不器用等、心理や作業療法に関する専門的な発達相談や、就学、学校生活に関する相談
担当職員：医師・心理師等・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士

・障がい児相談支援（計画相談支援）

対 象：児童発達支援等の障がい福祉サービス利用者
内 容：児童発達支援等のサービスを利用するための支援計画の作成や手続き支援
担当職員：相談支援専門員

利用時間：いずれも平日午前9時～午後5時15分（祝休日・年末年始を除く）

月1回程度の時間外相談受付

3か月に1回程度の休日相談受付

利用者負担：なし（専門相談は内容によっては実費負担あり）

・支援にかかる情報の管理活用

「(仮称) 発達支援シート」を活用して相談者の支援にかかる情報を管理し、支援機関間で引き継ぐ仕組みを作る。

相談受付件数（令和5年3月31日現在 延べ対応件数）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	45	78	109	81	52	87	89	83	49	73	76	89	911

相談対象の年齢層（令和5年3月31日現在 延べ対応件数）

年齢層	0～6歳	小学生	中学生	高校生	18歳以上	不明	その他	合計
件数	595	237	70	3	1	2	3	911

相談内容（令和5年3月31日現在 延べ対応件数）

相談の種類	件数	相談事例
療育	179	転入による療育継続希望、療育につなげたいなど
学習支援	9	学校から連絡、及び相談
不登校	23	学校に行きたくない、心理相談など
就学相談	19	就学先の検討、保育所での観察
発達について	447	言葉の遅れ、話が聞けないなど
施設支援	22	集団行動に入れないなど
施設支援CLM	77	CLMを用いた施設への指導
CLM支援	7	
教育センター連携	38	
SST講座	10	
その他	80	
計	911	

②児童発達支援事業

・児童発達支援「元気キッズ」

対 象：心身の発達に遅れや障がいのある未就学児童

内 容：0～2歳児（親子通所 みどり組）

週1～2回通所（1日当たり定員 5人）

利用時間：午前9時30分～午後2時

3～5歳児（単独通所 きいろ・あお組）

週1～4回通所（1日当たり定員 16人）

利用時間：午前9時～午後3時

重症心身障がい児等（親子通所 ピンク組）

週1～2回通所（1日当たり定員 5人）

利用時間：午前9時30分～午後2時

担当職員：児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、看護師

利用者負担：所得等に応じた自己負担あり

・保育所等訪問支援

対象：集団生活への適応に課題のある18歳未満の児童

内容：市内保育所（園）・幼稚園、小学校、学童保育室、特別支援学校等への訪問支援

担当職員：訪問支援員

利用時間：月1～2回 平日（1回2～3時間）

利用者負担：所得等に応じた自己負担あり

・日中一時支援

対象：心身の発達に遅れや障がいのある18歳未満の児童

内容：就学後の継続支援や保護者のレスパイト対応

担当職員：保育士、児童指導員、看護師

利用時間：平日午後3時～午後6時

利用者負担：所得等に応じた自己負担あり

在籍児童数(令和5年3月31日現在 実数)

年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
クラス	ピンク（重症心身障がい児・医療的ケア児等・親子通所）	1	1	3	2	1	1	9
	みどり（0～2歳・親子通所）	0	2	12	1	0	0	15
	きいろ（3～5歳・単独通所）	0	0	0	3	2	4	9
	あお（3～5歳・単独通所）	0	0	0	4	8	10	22
合計		1	3	15	10	11	15	55

在籍児童数（令和5年3月31日現在 延べ人数）

年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
利用曜日	月曜日	0	0	6	4	6	6	22
	火曜日	0	2	4	5	6	5	22
	水曜日	0	0	4	2	6	7	19
	木曜日	0	0	2	6	4	7	19
	金曜日	1	1	4	5	4	4	19
合計		1	3	20	22	26	29	101

利用実績（令和5年3月31日現在 延べ人数）

利用月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
4月	0	0	23	44	66	69	202
5月	0	2	30	76	91	84	283
6月	0	1	40	78	100	110	329
7月	0	0	31	70	86	84	271
8月	0	1	19	29	41	33	123
9月	0	2	49	73	86	63	273
10月	0	1	58	76	72	87	294
11月	0	4	66	62	79	89	300
12月	0	4	31	40	48	45	168
1月	0	10	53	56	66	63	248
2月	0	11	54	51	66	55	237
3月	0	5	37	37	51	60	190
合計	0	41	491	692	852	847	2,918

保育所等訪問支援（令和5年3月31日現在）

No	利用児童（訪問先施設）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	保育所	1人	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
2	保育園	2人	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
3	幼稚園	3人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	認定こども園	1人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	小学校	2人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
6	学童保育室	1人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	9人	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	5

7 保育等に関すること

（1）保育所（園）

※児童福祉法及び子ども子育て支援法に基づく

- ・施設型給付事業（幼稚園、認定こども園、保育所）
- ・地域型保育給付事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

保育の実施について

①市町村は仕事や病気などのため、乳幼児の保育が必要な場合に保育を行う。

保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき保育の必要性(1号認定、2号認定、3号認定)、保育の必要量(保育標準時間、保育短時間)を認定。

また、入間市の利用調整基準表に基づき保護者の状況などに応じ、保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設の調整を行う。

②教育・保育認定

認定区分		年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	教育認定	3歳以上	なし	幼稚園等・認定こども園(教育部分)
2号認定	保育認定	3歳以上	あり	保育所・認定こども園(保育所部分)
3号認定	保育認定	3歳未満	あり	保育所・地域型保育事業

③保育認定の事由

1	就労	5	災害復旧	9	育児休業中
2	妊娠・出産	6	求職活動	10	その他
3	保護者の疾病・障がい	7	就学		
4	家族の介護・看護	8	虐待・DV等		

④保育施設

・施設型給付事業 定員20人以上の保育施設(県が認可)

・地域型保育給付事業 小規模な保育施設(定員20人未満、0～2才児が入所対象)

※「地域型保育事業」には、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業があり、地域型保育給付の対象施設として市が認可する。



⑤市内保育施設

●保育施設等		施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
保育所 保育園 認可園 小規模 (33)	公立 (11)	豊岡保育所	150	0	12	18	40	40	40	
		金子第一保育所	120	0	12	12	32	32	32	
		金子第二保育所	84	0	8	8	16	26	26	
		藤沢保育所	120	6	12	20	22	30	30	
		藤沢第二保育所	120	6	16	20	28	25	25	
		宮寺保育所	120	0	12	12	32	32	32	
		二本木保育所	60	0	6	6	15	16	17	
		黒須保育所	90	4	5	9	24	24	24	
		東金子保育所	90	4	4	10	18	27	27	
		高倉保育所	90	0	9	9	24	24	24	
		西武中央保育所	90	0	9	9	18	27	27	
		小計	1,134	20	105	133	269	303	304	
	民間 (13)	豊岡保育園	120	12	21	21	22	22	22	
		あけぼの保育園	120	15	15	20	20	25	25	
		いるま保育園	120	4	4	16	32	32	32	
		こどものくに保育園	90	9	12	12	15	21	21	
		ゆりかご保育園	120	12	16	22	22	24	24	
		しらすぎ保育園	90	9	12	15	18	18	18	
		ChaCha Children Iruma	120	16	16	17	20	25	26	
		あけぼの保育園分園	29	0	9	5	5	5	5	
		わかばの森保育園	20	0	8	12	0	0	0	
		杏ほいくえん	90	9	12	12	17	20	20	
		木の実保育園	69	9	12	12	12	12	12	
		むさしっこ保育園	68	8	12	12	12	12	12	
		どろんこ保育園	70	8	12	12	12	12	14	
		小計	1,126	111	161	188	207	228	231	
	認定こども 園(2)	おおぎこども園(保育)	120	14	18	22	22	22	22	
		おおぎこども園(教育)	15				5	5	5	
		おおぎ第二こども園(保育)	60	10	10	10	10	10	10	
		おおぎ第二こども園(教育)	15				5	5	5	
		小計	210	24	28	32	42	42	42	
	小規模 (7)	すくすく保育園	19	6	6	7				
		おひさま保育園	11	1	5	5				
		武蔵藤沢めぐみ保育園	16	5	5	6				
		みつばち保育園	19	3	8	8				
		夢の森ほのぼのハニー保育園	19	3	8	8				
		スクルドエンジェル保育園久保稲荷園	19	6	6	7				
		むさし保育園	19	6	6	7				
	小計	122	30	44	48					
	保育所(園)全体			2,592	0歳 185	1歳 338	2歳 401	3歳 518	4歳 573	5歳 577
					0歳～2歳 924			3歳～5歳 1,668		

⑥入所の状況

	区分	令和4年4月1日現在				令和5年4月1日現在			
		施設数	定員	在籍児	充足率	施設数	定員	在籍児	充足率
保育所	公立保育所	11	1,134	708	62.43%	11	1,134	709	62.52%
	民間保育園	14	1,208	1,189	98.43%	13	1,126	1,102	97.86%
	小計	25	2,342	1,897	81.00%	24	2,260	1,811	80.13%
認定こども園	保育部分	1	120	117	97.50%	2	210	203	96.66%
地域型保育	小規模保育 A型	7	122	113	92.62%	7	122	108	88.52%
合計		33	2,584	2,127	82.31%	33	2,592	2,122	81.86%

⑦待機児童数（各年4月1日現在）

年度	入所していない児童数	うち待機児童数	内 訳				
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上
令和3年度	84人	10人	0人	6人	3人	1人	0人
令和4年度	85人	7人	2人	1人	3人	1人	0人

⑧保育料

- ・ 保育所(園)の運営に要する経費は、国・県・市及び保護者(保育料)で分担することになっており、保護者の分担する保育料は、保護者の市民税額に応じた額を設定している。
- ・ 保育料決定は年2回。(3月(4月～8月分)、8月(9月～翌3月分))
- ・ 4月～8月分は前年度、9月～翌3月分は当年度の市民税額から算定。
- ・ 保育認定(2・3号認定)は21階層。

⑨子育て支援事業

- ・ 延長保育事業：民間保育施設11園・小規模保育A型5園、黒須保育所の18施設
- ・ 一時預かり事業：公立保育所2所・民間保育園3園、小規模保育A型4園の9施設
- ・ 休日保育事業：みつばち保育園
- ・ 病後児保育事業：武蔵藤沢めぐみ保育園

⑩認可外保育施設（9施設）

施設名	所在地区	定員
チャイルドホップ幼児教室	豊岡	特に定めていない
たけのこルーム	豊岡	6人
豊岡第一病院こぼと保育園	豊岡	17人
原田病院なかよし保育園	豊岡	8人
ヤクルト キッズランド上藤沢	藤沢	32人
小林病院保育室	宮寺・二本木	保育士等の状況による
(株)啓和運輸きばふるいるま	宮寺・二本木	11人
永仁会保育園	宮寺・二本木	19人
西武入間病院保育室	西武	12人

※その他、居宅訪問型保育事業者（ベビーシッター）4名の届出あり



(2) 幼稚園

※学校教育法に基づく

【市役所における所管】

・私立幼稚園：こども支援部保育幼稚園課

①市内幼稚園

	施設名		所在地区	定員
私立	1	めぐみ幼稚園	東金子	320人
	2	元加治幼稚園	西武	280人
	3	武蔵野音楽大学武蔵野幼稚園	金子	210人
	4	わかばの森幼稚園	藤沢	240人
	5	若杉幼稚園	藤沢	280人
	6	角栄幼稚園	藤沢	90人
	7	いるま幼稚園	豊岡	312人
	8	白梅幼稚園	藤沢	320人
	9	あんず幼稚園	西武	200人

②入園状況

	令和4年5月1日現在						
幼稚園	区分	施設数	定員	在籍児	市内児	他市児	充足率
		私立	9	2,442	1,663	1,456	207

(3) 幼児教育・保育の無償化

※子ども子育て支援法に基づく

①対象となる施設・サービス

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育の保育料
- ・認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

②対象者・利用料

○幼稚園、保育所、認定こども園

- ・3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料を無償化
- ・0歳から2歳児の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象
- ・子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、月額上限2.57万円まで無償化

○幼稚園及び認定こども園（教育部分）の預かり保育の利用料

- ・保育の必要性があると認定を受けた場合は、月額上限1.13万円まで無償化

○認可外保育施設等

- ・保育の必要性があると認定を受けた場合は、月額上限 3.7 万円まで無償化
- 幼稚園の副食費
 - ・在籍している子どもに小学校 3 年生以下の兄弟が 2 人以上いる世帯、市民税所得割額の世帯合計額が 77,101 円未満の世帯、生活保護世帯等を対象とし、月額上限 4,500 円まで補助。
- 特定教育・保育施設の日用品費
 - ・特定教育・保育施設に在籍する子どもで生活保護世帯を対象とし、月額上限 2,500 円まで補助。

(4) 学童保育室

※学童保育室の設置根拠：児童福祉法第 6 条 3 の第 2 項

①事業概要

保護者の就労等により常時留守となる家庭や病人の介護等により、家庭で十分に保育することができない児童(小学 1～6 年生)の心身の健全な育成を図るため、学童保育室を開設している。

学童保育室は、児童のくつろぎの場であり、児童がお互いにいたわり、助け合いながら生活する場であるとともに「放課後児童支援員」が児童と一緒に遊ぶ等、家庭的な雰囲気の中で保育にあたる施設である。

②設置場所

市内小学校 16 校に学童保育室 28 施設を設置（うち、3 施設は民間学童保育室）

- ・校舎内＝9 施設（藤沢東、宮寺、新久、東町・東町第二、豊岡・豊岡第二、東金子、高倉）
- ・校地内＝13 施設（藤沢、金子・金子第二、狭山、藤沢東第二、藤沢南・藤沢南第二、仏子、西武・西武第二、藤沢北・藤沢北第二・藤沢北第三）
- ・校 外＝3 施設（黒須、扇・扇第二）
- ・校外(民間学童)＝3 施設（藤沢小学校区 アフタールーム「チポリーノ」、扇小学校区 民間学童保育室 LEGATO、西武小学校区 民間学童スキップキッズ）

※令和 3 年度から、金子・金子第二学童保育室、令和 4 年度から、藤沢北・藤沢北第二・藤沢北第三の管理運営を業務委託している。

③保育時間

- ・平 日・・・・・・・・放課後 ～午後 6 時 30 分
- ・土曜日、学校休業日・・午前 8 時～午後 6 時 30 分

延長が必要な理由がある場合は、前後 30 分の延長利用が可能。

④入室児童数

(各年 4 月 1 日現在 単位：人)

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
令和 3 年度	373	325	246	97	19	4	1,064
令和 4 年度	391	328	241	104	34	11	1,109
令和 5 年度	355	358	270	86	28	12	1,109

⑤待機児童数

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
令和3年度	0	0	0	37	4	0	41
令和4年度	0	0	0	15	5	1	21
令和5年度	0	6	8	53	15	1	83

※平成27年度の児童福祉法の改正により、小学3年生までであった入室対象が小学6年生までに拡大された。また、入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年4月1日施行）により、各学童の支援の単位をおおむね40人として運営している。

⑥保育料

・保育料

月額 7,000円

・加算保育料（令和3年4月導入）

学校休業日加算額280円/日、延長時間加算額（朝・夕別加算）100円/回

・傷害保険料保護者負担金（令和3年4月導入）

1,000円/年

※生活保護を受けている世帯や所得税・市民税の非課税世帯には、減免制度がある。

8 青少年教育に関すること

（1）放課後子ども教室

①事業概要

小学校の余裕教室を活用して、平日の放課後に子どもたち（小学1～6年生）に、地域住民（コーディネーター・サポーター・ボランティア）の協力により、多様な学習・体験・交流活動を提供する事業。

少子化、核家族化の進行、就労形態の多様化、家庭及び地域の子育て機能、教育力の低下等、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、次世代を担う子どもたちの健全な育成の推進を目的として平成27年度2学期から実施している。

②実施場所及び実施日時、参加者数

※放課後から午後5時までの間、週1～2日実施。

※令和元年度2学期から市内小学校16校で実施。

③参加者数

（単位：延べ人数）

	実施場所	実施日	2年度	3年度	4年度
1	西武	月・木	310（20回）	709（52回）	915（36回）
2	高倉	木	200（20回）	324（35回）	390（24回）
3	東金子	金	157（8回）	303（17回）	480（23回）
4	宮寺	月	103（7回）	324（23回）	420（26回）
5	黒須	金	189（10回）	300（21回）	360（26回）

6	東町	水	114 (6回)	440 (24回)	435 (25回)
7	仏子	水	112 (6回)	340 (20回)	420 (24回)
8	新久	月	111 (6回)	308 (17回)	520 (21回)
9	金子	木	156 (8回)	408 (21回)	480 (24回)
10	豊岡	月・火 (R2追加)	141 (15回)	457 (29回)	728 (50回)
11	藤沢	木	84 (6回)	269 (20回)	450 (29回)
12	狭山	水	188 (10回)	364 (19回)	456 (26回)
13	藤沢北	火	151 (8回)	334 (18回)	432 (17回)
14	藤沢東	水	113 (8回)	248 (18回)	375 (19回)
15	藤沢南	月	144 (8回)	410 (23回)	384 (24回)
16	扇	月	190 (10回)	438 (23回)	405 (26回)
		計	2,463 (156回)	5,976 (376回)	7,650 (420回)

※令和2年度は2学期のみ実施した。令和3年度は3学期途中（1月27日以降）から中止した。

④利用料

参加費については基本的に無料であるが、プログラムの内容により教材費の負担が必要な場合がある。また、万が一の怪我に備え、傷害保険料を徴収している。

帰宅時は、必ず保護者等のお迎えが必要である。

9 児童センター

(1) 児童センター

※設置根拠：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項

①施設概要

児童センターには、障がいの有無にかかわらずみんなが仲良く遊ぶ部屋「おもちゃ図書館」をはじめ、幼児が遊び親子や親同士がふれあえる「幼児室」、貸出おもちゃで遊んだりイベントを行ったりする「展示ホール」、運動のできる「遊戯室」、また、120席を有する「プラネタリウム室」や無線交信のできる「無線室」、大型望遠鏡が設置されている「天体観測室」等があり、児童はもちろんのこと、幼児から大人まで楽しく遊ぶことができる施設である。

子どもたちに遊びや科学の学習を通して生活体験の機会を増大させることにより、人間性豊かな、心身ともに健康な児童の育成を図ることを目的としている。

また、平成30年度より、市民サービスの向上、コスト削減等を図り効果的な児童センターの施設運営を行うため、指定管理者制度を導入している。

児童センターの愛称は「アイクス」。

※愛称の由来 Iruma Kids Space（入間の子ども広場）の頭文字。

②所在地

入間市向陽台一丁目1番地6

③開館時間

午前9時～午後6時

④休館日

- ・毎週月曜日 ※月曜日が祝日の場合は翌火曜日
- ・年末年始（12月29日～1月3日）

⑤令和4年度月別利用者数一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	本年度計	前年度
幼児	803	1,073	1,116	1,424	1,422	1,413	1,296	1,236	1,050	1,305	1,469	1,410	15,017	8,984
小学	1,009	1,120	1,547	2,094	1,665	1,268	1,053	859	647	568	680	1,388	13,898	9,837
中学	277	175	145	351	192	70	164	128	66	63	66	154	1,851	1,486
高校	19	23	9	37	13	16	39	21	23	15	28	84	327	283
一般	1,088	1,499	1,405	1,980	1,887	1,818	1,658	1,587	1,244	1,438	1,585	1,724	18,913	11,596
合計	3,196	3,890	4,222	5,886	5,179	4,585	4,210	3,831	3,030	3,389	3,828	4,760	50,006	32,186
市外	550	794	787	1,198	1,389	1,167	801	669	541	623	1,028	996	10,543	5,400
開館日	26	26	26	27	26	26	26	26	24	24	24	27	308	307
一日平均	123	150	162	218	199	176	162	147	126	141	160	176	162	105

※令和4年度は利用者の人数制限を行い、午前120人、午後120人までとした。

⑥令和4年度プラネタリウム月別観覧者数一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	本年度計	前年度
幼児	99	168	174	159	228	196	116	118	115	279	329	173	2,154	1,172
児童	178	136	606	732	552	479	161	133	111	112	93	175	3,468	2,530
大人	163	175	230	328	433	389	182	218	166	211	199	276	2,970	1,860
合計	440	479	1,010	1,219	1,213	1,064	459	469	392	602	621	624	8,592	5,562
投影回数	33	29	43	52	54	43	36	37	33	28	15	31	434	408

投影日：火曜～金曜（午後3時） 土曜・日曜日、祝日（午前11時・午後3時）

観覧料： こども（小・中学生、高校生）50円、おとな 100円

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員を60人として上映。

⑦事業概要

(1)児童の健全育成・健康増進のための事業

すべての児童を対象に、年齢に応じた事業を実施することにより、児童の健全育成・健康増進を図っている。

ア 自主運営事業、行事活動等の充実

おもちゃの貸し出し、幼児向け事業、地域子育て支援拠点事業など。

イ 居場所づくり事業の充実

主に放課後の時間帯における小学校低学年向けの運動・工作等。

ウ 移動児童館事業の充実

児童センターから離れた地域の子どもに児童センターの遊びを提供するため、プレーカーを活用し、公民館などの公共施設での移動児童館事業の実施。

エ 中高生の利用促進

中高生の利用を促すため、中高生向けの事業を実施。

(2) 児童に対し、ルール・マナーを身につけられるよう支援

児童に社会のルールやマナーの大切さを伝え、誰もが仲良く楽しく遊べるようにしている。

(3) 科学学習の機会を提供

市内で唯一のプラネタリウムを活用するとともに、市民に科学学習の機会を提供。

(4) ボランティア会等と協働し、ボランティアを育成

ボランティア会等の児童の健全育成を推進する団体と協働し、あわせて、ボランティアの育成を図っている。

(5) 子育て家庭を支援

子育て家庭の相談の場・子育て支援の充実を図る。

10 青少年活動センター

(1) 青少年活動センター

設置根拠：社会教育法

① 施設概要

青少年活動センターは、加治丘陵の豊かな自然を生かして、青少年が文化・スポーツ活動やキャンプ等の野外活動、そのほか様々な活動を体験することで、青少年の生きる力を育て、自分らしさを見つけるための施設である。

センター本館内で研修や宿泊、キャンプ場で野外活動、体育館でスポーツ活動を行うことができる。

埼玉県立入間青年の家の廃止に伴い、施設を入間市が譲り受けて、教育委員会が所管する社会教育施設として平成16年4月17日にリニューアルオープンした。

なお、敷地内に野生のむささびが生息していることから、センターのマスコットキャラクターをむささびの「ちゃむ(茶夢)」とし、施設の愛称を「ちゃむセン」としている。敷地面積は、38,093.06㎡。

② 所在地

入間市大字小谷田1681番地1

③ 利用対象

- ・ 青少年又は青少年活動指導者の団体
- ・ 青少年の健全育成を目的とする団体

※いずれも入間市・所沢市・飯能市・狭山市・日高市内に在住もしくは活動拠点があること

④ 開館時間

- ・ 午前9時～午後10時 ※日帰りでの使用

⑤休館日

- ・年末年始（12月29日～1月3日）

⑥事業概要

ア：青少年の体験事業の充実

市民との協働等による青少年の発達段階に応じた体験機会の提供

- ・青少年を対象にした自然、社会、文化、スポーツ等の体験事業の実施
- ・青少年活動センター運営協力会との協働による体験事業の実施
- ・未就学児と保護者を対象とした自然体験事業の実施

イ：青少年の居場所づくりの充実

青少年の自己肯定感や社会性を育む居場所づくりの促進

- ・施設開放の促進
- ・食を通じた居場所事業「むささび食堂」などの実施

ウ：青少年活動団体・個人の育成及び協働の推進

青少年活動団体の支援と協働事業の実施や人材育成事業の充実

- ・青少年団体への活動支援（助言、コーディネート等）
- ・新たな青少年スタッフ発掘のための施設ボランティアの募集と活用

エ：青少年を対象にしたスタッフ及びリーダー養成

イベント等の企画運営を通じた青少年スタッフの養成

- ・小、中学生を主な対象にイベントの企画運営の体験事業の実施
- ・高校生以上を対象にしたボランティア育成事業の実施

オ：環境改善・施設整備の充実

施設の安全な維持管理の徹底と安定的・魅力的な施設の利用環境の提供

- ・青少年活動センター運営協力会との協働による施設整備
- ・修繕事業の計画的な実施と利用者ニーズに応える施設の改修、緊急修繕への対応

カ：施設利用の促進

施設の魅力と能力を生かし、多くの市民に利用される運営に取り組む。

- ・登録団体の利用に留まらず、家族や個人の利用促進に向けた施設開放の充実
- ・施設の魅力や事業情報を発信し、施設利用を促進させる広報事業の充実